

防府市少年消防クラブ運営指導協議会補助金交付要綱

平成9年12月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、各小中学校少年消防クラブ（以下「クラブ」という。）の育成指導の強化及びクラブ員による学校並びに家庭等における火災予防思想の普及を図るために交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) クラブの情報の収集及び交換に関すること。
- (2) クラブの運営及び育成指導に関すること。
- (3) 火災予防思想の普及及び啓発に関すること。
- (4) 火災予防に関する教養資料等の編集及び配布に関すること。
- (5) クラブ及びクラブ員の表彰に関すること。
- (6) その他本会の目的達成のため必要なこと。

(補助金の額)

第3条 市長は、当該年度の予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適正であると認めるときは、その旨を補助金交付指令書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による適正な請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助金の使途がこの要綱に違反すると認めるとときは、申請者に対し補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

第1号様式

防 少 消 第 号
年 (年) 月 日

防府市長

様

防府市少年消防クラブ

運営指導協議会

会長

印

年度防府市少年消防クラブ運営指導協議会の
補助金の交付について（申請）

のことについて、下記のとおり申請いたします。

記

1 申請額 金 円也

2 前年度活動状況及び決算書 別紙 1 のとおり

3 今年度活動計画及び予算書 別紙 2 のとおり

第2号様式

指 令 防 消 本 消 総 第 号
年 (年) 月 日

防府市少年消防クラブ

運営指導協議会

会長 様

防府市長

印

補 助 金 交 付 指 令 書

金 _____ 円也

上記の金額を、 年度防府市少年消防クラブ運営指導協議
会の補助金として交付する。